

○新十津川町子ども医療費助成に関する条例

平成6年12月16日条例第33号

改正

平成8年3月25日条例第6号
平成12年12月8日条例第59号
平成14年3月20日条例第4号
平成14年9月24日条例第20号
平成16年6月25日条例第22号
平成18年3月22日条例第21号
平成18年9月15日条例第39号
平成19年12月21日条例第28号
平成20年3月28日条例第6号
平成21年3月25日条例第7号
平成22年3月25日条例第13号
平成23年6月30日条例第14号
平成24年3月19日条例第5号
平成28年3月30日条例第22号

新十津川町子ども医療費助成に関する条例

新十津川町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年新十津川町条例第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護するものをいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が

医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(5) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(6) 「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、同法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する保護者の子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

(3) 婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族に該当しない者又は該当しないことが認められる者

(5) 他の市区町村において医療費助成制度の助成対象となっている者

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(受給期間)

第5条 受給期間は、受給資格要件を満たすこととなった日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、第2条第1号ただし書の規定による子どもについては、町長が必要があると認める期間とする。

(助成の範囲)

第6条 町長は、第4条第2項の規定による認定を受けた子どもにかかる医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。

(助成の方法)

第7条 前条の規定による助成は、町長がその額を医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を

保護者に対して支給することにより助成することができる。

(届出の義務)

第8条 受給資格者がその資格を喪失したとき又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、受給資格者が保健医療機関等において療養を受けた日の属する月の末日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成8年3月25日条例第6号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月8日条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第4号抄）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の新十津川町乳幼児医療費助成に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る助成の額から適用し、同日前に受けた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月25日条例第22号抄）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の新十津川町乳幼児医療費助成に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る助成の額から適用し、同日前に行われた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日条例第21号）

この条例中第1条及び第3条の規定は平成18年4月1日から、第2条及び第4条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月15日 条例第39号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月21日 条例第28号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日 条例第 6 号）

この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日 条例第 7 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日 条例第13号）

1 この条例は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る助成の額から適用し、同日前に受けた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月30日 条例第14号）

1 この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る助成の額から適用し、同日前に受けた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月19日 条例第 5 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日 条例第22号）

1 この条例は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の新十津川町子ども医療費助成に関する条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る助成から適用する。